

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成27年4月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 9規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に整合した暫定規格を、新たに制定されたJISに置き換えるもの	2
② 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に整合したJISに置き換えるもの	7

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：4月下旬開始予定（30日間）

(2) 改正：6月上旬予定

(3) 施行：9月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	整合確認書 ページ	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	1～14	J60598-2-2(H27)	JIS C 8105-2-2(2014)	IEC 60598-2-2 第3版(2011)	照明器具—第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	J60598-2-2(H23)	JIS C 8105-2-2(2003) +追補1(2010)
2	15～30	J60598-2-8(H27)	JIS C 8105-2-8(2014)	IEC 60598-2-8 第3版(2013)	照明器具—第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項	J60598-2-8(H14)	別紙124
3	31～46	J60598-2-12(H27)	JIS C 8105-2-12(2014)	IEC 60598-2-12 第2版(2013)	照明器具—第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項	J60598-2-12(H23)	JIS C 8105-2-12(2009)
4	47～62	J60598-2-13(H27)	JIS C 8105-2-13(2009) +追補1(2014)	IEC 60598-2-13 第1版(2006)+ Amd.1(2011)	照明器具—第2-13部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	J60598-2-13(H23)	JIS C 8105-2-13(2009)
5	63～78	J60598-2-22(H27)	JIS C 8105-2-22(2014)	IEC 60598-2-22 第4版(2014)	照明器具—第2-22部：非常時照明用照明器具に関する安全性要求事項	J60598-2-22(H14)	別紙129
6	79～150	J60950-1(H27)	JIS C 6950-1(2012) +追補1(2014)	IEC 60950-1 第2版(2005)+ Amd.1(2009)	情報技術機器—安全性—第1部：一般要求事項	J60950-1(H26)	JIS C 6950-1(2012)
7	151～186	J61558-2-3(H27)	JIS C 61558-2-3(2014)	IEC 61558-2-3 第2版(2010)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性—第2-3部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項	J61558-2-3(H21)	JIS C 61558-2-3(2008)
8	187～222	J61558-2-5(H27)	JIS C 61558-2-5(2014)	IEC 61558-2-5 第2版(2010)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性—第2-5部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	J61558-2-5(H21)	JIS C 61558-2-5(2008)
9	223～257	J61558-2-8(H27)	JIS C 61558-2-8(2014)	IEC 61558-2-8 第2版(2010)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性—第2-8部：ベル及びチャイム用変圧器の個別要求事項	J61558-2-8(H21)	JIS C 61558-2-8(2008)

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60598-2-2 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-2 (2014) 照明器具—第 2-2 部 : 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、入力電圧が 1000V 以下の電気光源用の一般埋込み形照明器具の要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー電灯器具
- ・主な改正内容 : 適用範囲の光源規定を「白熱電球、蛍光ランプ及びその他放電ランプ」から「電気光源」に変更することで、LED 光源を用いた照明器具を適用範囲に含めた。

2 J60598-2-8 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-8 (2014) 照明器具—第 2-8 部 : ハンドランプに関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、250V 以下の電源電圧で電気光源を使用するハンドランプ及び手に持って用いる、支持物表面に引っ掛ける又は載せて用いる同様の移動灯器具について規定する。
- ・電気用品名 : ハンドランプ
- ・主な改正内容 : 適用範囲の光源規定の例示に LED 光源が含まれていなかったため削除し、規格群での表記を統一し「電気光源」とすることで、LED 光源を用いた照明器具を適用範囲に含めた。

3 J60598-2-12 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-12 (2014) 照明器具—第 2-12 部 : 電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、交流 250V 以下、50/60Hz の電源を使用する、電源コンセント取付形常夜灯の安全性要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー電灯器具
- ・主な改正内容 : 出力コンセント付の常夜灯を認め、その場合電源コンセント規格の安全要求事項に適合する要求を追加した。

4 J60598-2-13 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-13 (2009) + 追補 1 (2014) 照明器具—第 2-13 部 : 地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、交流 1000V 以下、50/60Hz の電源を使用する、庭園、中庭、自動車も通る道、駐車場、歩道などで使用する電気光源を内蔵した、地中埋込み形照明器具の安全性要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー電灯器具
- ・主な改正内容 : 耐静荷重試験について、試験装置を適正なものに変更する改正を行った。

5 J60598-2-22 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-22 (2014) 照明器具—第 2-22 部 : 非常時照明用照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、1000V 以下の非常用電源で、電気光源を使用し、かつ、避難照明、高度危険作業域照明、スタンバイ照明など非常時に用いる照明器具の要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー電灯器具
- ・主な改正内容 : 我が国の非常灯・誘導灯の要求事項が、法令（建築基準法、消防法）との関係で対応国際規格と異なる点について特記する改正を行った。

6 J60950-1 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 6950-1 (2012) + 追補 1 (2014) 情報技術機器—安全性—第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電気的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が 600V 以下の情報技術機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 事務用電気機器及び情報技術機器 (複写機、金銭登録機等)、直流電源装置
- ・主な改正内容 : 回転するファンブレードによる怪我を防止するための回転速度や、ファンを構成する回転部品の質量などに応じ、アクセスの可否や警告表示を定める改正を行った。

7 J61558-2-3 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 61558-2-3 (2014) 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性—第 2-3 部 : ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 燃焼器具用変圧器
- ・主な改正内容 : 通則のデビエーションである 2 次短絡電流特性は、独立型変圧器を施工するときに必要な特性であり、組込用変圧器を扱うこの規格では適用外とする改正を行った。

8 J61558-2-5 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 61558-2-5 (2014) 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性—第 2-5 部 : かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、かみそり用変圧器、かみそり用変圧器を組み込んだ電源装置及びかみそり用電源装置の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : その他の家庭機器用変圧器
- ・主な改正内容 : かみそり用変圧器は、我が国ではほとんど使用されていないが、IEC 設備対応専用の規格として改正・維持することとし、適用範囲に IEC 設備用であることを明示する改正を行った。

9 J61558-2-8 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 61558-2-8 (2014) 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性—第 2-8 部 : ベル及びチャイム用変圧器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、ベル及びチャイム用変圧器並びにベル及びチャイム用変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : ベル用変圧器
- ・主な改正内容 : ベル用変圧器は、我が国ではほとんど使用されていないが、IEC 設備対応専用の規格として改正・維持することとし、適用範囲に IEC 設備用であることを明示する改正を行った。